

第8章 計画推進と各主体の役割

- 1 各主体の役割
 - (1) 市民及び地域の役割
 - (2) 事業者の役割
 - (3) 行政の役割
 - (4) 緑の所有者の役割
- 2 計画の推進体制
 - (1) 庁内推進体制
 - (2) みどり保全審議会
 - (3) 広域緑地連携
- 3 計画の進行管理
- 4 緑の実施計画
- 5 財源の確保



第8章 計画推進と各主体の役割

施策の実行性をより高めるためには、計画推進の体制や市民・事業者・行政などの各主体の役割を明確にすることが大変重要です。ここでは、各主体の役割や推進体制などを明確にします。

8-1 各主体の役割

本計画の施策を実施するにあたっては、市民及び地域、事業者、行政に加え、緑の所有者などの各主体がその役割を十分に理解し、認識をもった上で取り組む必要があります。

(1) 市民及び地域の役割

- ・ 生垣や玄関、ベランダなど身の回りに緑を増やし、育てます。
- ・ 緑化運動などに積極的に参加し、緑の意識の向上につとめます。
- ・ 計画レベルへの参画の意識をもちます。
- ・ 地域一丸となって緑地の保全につとめるよう協力します。
- ・ 地域の魅力を向上するために緑の活用をはかります。
- ・ 藤沢に住む人・働く人・学ぶ人、藤沢に係わるたくさんの人たちの力を結集し、行動します。

市民は、生垣や玄関、ベランダなど、身の周りの緑を増やし、育てていくことが求められます。また、身近な通りや広場、公園の緑化や地域全体の緑化運動、自然環境や緑地の保全、都市の緑化など、緑に関わるセミナーやイベントに積極的に参加し、緑に対する意識の向上につとめることが大切です。

緑に関心のある市民や専門知識をもつ市民は、緑を増やしたり、育てたりするリーダーとなって、山林の緑地保全活動や地域の緑化活動に率先して参加することが期待されます。

さらにこれからは、企画された作業に参加するだけでなく、計画に対する市民の関わりが大きくなっていることを認識し、「計画レベルへの参画」の意識をもつことが大切です。

地域の特色を構成する緑地を良好に保全するためには、その土地の所有者や隣接者だけでなく、地域が一丸となって保全につとめるように協力していくことが重要です。

公園や緑地は、地域ごとに特色があるため、それらの特色を活かし、地域の魅力を向上するために緑の活用をはかることが大切です。

本市がもつ様々な特色を活かした緑のまちづくりを行うために、地域それぞれの観点からその魅力を発信することで、藤沢に住む人・働く人・

学ぶ人、藤沢に係わるたくさんの人たちの力を結集し、行動することが大切です。

(2) 事業者の役割

- ・ 事務所や店舗などの建物や敷地の周りの緑を増やし、育てます。
- ・ 地域の一員として、そのまちの緑の保全や、緑化技術の提供や導入などについて、積極的に行動します。
- ・ 接道部や隣地との境界部、駐車場など、目にみえる場所の緑の量・質を高めめます。
- ・ 緑を増やすことが美しい本市の緑豊かな街並みづくりに大きく貢献するということを自覚します。
- ・ 住宅やその他の建物の建築時には、既存の樹木・樹林地などをできるだけ保全するなど十分な配慮をします。

事業者は事務所、店舗などの建物や敷地の周りの緑を増やし、育てていくことにより、街並みの景観形成をはかるなど、地域に貢献していく必要があります。また、社会貢献の観点からも、地域の一員として、そのまちの緑の保全や、緑化技術の提供や導入などについて、積極的に行動することが重要です。

工場や大型店舗など、大規模な事業所をもつ事業者は、接道部や隣地との境界部、駐車場など、目にみえる場所の緑の量・質を高めることが期待されます。緑を増やすことが美しい本市の緑豊かな街並みづくりに大きく貢献するということを自覚することが大切です。

建設業などに携わる事業者は、住宅やその他の建設において、既存の樹木・樹林地などをできるだけ保全するなど十分な配慮が求められます。

(3) 行政の役割

- ・ 施策を有効に実現します。
- ・ 緑に関する情報を発信することはもちろん、情報共有の場を設け、広く普及・啓発につとめます。
- ・ 緑を大切にすることを養う環境づくりにつとめます。
- ・ 市民、事業者などと連携できる仕組みづくりの推進役となります。
- ・ 地域や市民からの意見、提案に柔軟に対応し、地域のまちづくり活動を支援します。
- ・ 緑の将来像の実現に向け、各施策を安定的かつ継続的に進めていくための財源の確保につとめます。

行政は、公園の整備や緑地の保全、緑化の推進、水辺の保全など、緑

のまちづくりの推進をはかる重要な役割を担っており、庁内及び関係機関との連携を強化して、施策を有効に実現することが求められています。

一方で、市民、事業者、緑の所有者に対して、緑に関する情報を発信することはもちろん、情報共有の場を設け、広く普及・啓発につとめることが重要です。

学校や社会教育、生涯学習などにおいては、本計画による施策の成果などを有効に活用し、緑を大切にすることを養う学習機会を充実させる環境づくりにつとめることが重要です。また、行政は緑のまちづくりにおいて市民、事業者などと連携できる仕組みづくりの推進役となる必要があります。さらに、地域や市民からの意見、提案に柔軟に対応し、全市的な方針との整合をはかり、地域のまちづくり活動を支援することが重要です。

緑の将来像の実現に向け、各施策を安定的かつ継続的に進めていくための財源の確保につとめていく必要があります。

(4) 緑の所有者の役割

- ・ 貴重な緑を大切に守り育てて、次の世代へ伝えていくために、様々な方策をとります。
- ・ 緑を保有していく上での現場の課題や問題意識を発信し、共有します。

緑の所有者は、その貴重な緑を大切に守り育てて、次の世代へ伝えていくことが大きな役割として期待されます。

既に市域の多くが市街化し、緑が減少している本市では、残された緑が市民生活の安全や潤いある生活を営む上で欠かせません。また市民の多くは、緑の減少に対し、その存続を望んでいます。

緑の所有者はこのような市民の期待を認識し、永続的に緑を残すための様々な方策をとることが望まれています。それらの方策を実現するために、市民、事業者、行政と連携をはかることが重要であるため、率先して現場の課題や問題意識を発信し、共有しあうことが重要です。

8-2 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、関連する事業との調整、連携をはかりつつ、効率的に目標の実現をめざしていく必要があります。

(1) 市内推進体制

本計画を推進するため、公園緑地の整備、緑の保全、緑化の推進の視点から市内の連携を強化する必要があります。

本計画をもとに、関連担当部署が連携して事業の実施、推進に取り組むことができるように、所管課が中心となって市内の推進体制を確立します。

(2) みどり保全審議会

市民、学識経験者などによって構成する「みどり保全審議会」が、計画の進捗状況を点検するとともに、課題や取り組み方針などについて提言を行い、実効性を高めていきます。

(3) 広域緑地連携

ビオトープネットワーク形成のための広域緑地軸の形成、河川を軸とした緑道の連続性の重要性などから、隣接する市町と緑地の保全や緑化の推進などについて、広域的な連携を行うことにより計画の推進をはかります。

8-3 計画の進行管理

本計画内容の進捗状況や、関連施策の取り組み状況について整理し、みどり保全審議会に報告するとともに、市民に公表し、取り組みの成果や状況の発信につとめます。

みどり保全審議会は、計画の進捗について、評価し、計画推進のための方策の改善、新たな取り組みへの提言などを行います。

8-4 緑の実施計画

緑の基本計画は、緑地の保全及び整備、都市の緑化を総合的かつ体系的に推進するための総合計画（マスタープラン）です。今後、緑の基本計画の目標を達成するためには、基本計画に位置づけた施策を個別的、具体的に展開、推進する実施計画が必要となります。

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」第9条では、「市長は、緑の基本計画に基づき、緑の保全及び緑化の推進のために実施する施策に関する計画を定めるものとする」とあり、「緑の実施計画」を定めることになっています。

本計画策定後、速やかに計画内容を実現できるようにするため、「藤沢市緑の実施計画」を策定します。

なお、緑の実施計画は、緑の基本計画の施策を実現するために、施策をより具体化するとともに、地域ごとに提案するまちづくりの計画などから緑の施策に関する部分を抽出し、市域全体の計画との整合をはかりながら実現に向けた詳細な計画とします。

8-5 財源の確保

近年の社会情勢、経済情勢から市の財政は厳しい状況にあります。しかし、市民の生活の安全、緑豊かな潤いある生活を確保するために、緑の保全、公園の整備などは欠かせないものであり、多くの市民の緑に対するニーズは高いものがあります。

みどり基金も含め、限られた予算を有効に活用するため、整備すべき公園、保全すべき緑、増やすべき緑の優先度に応じて、計画的に事業を推進するための財源の確保につとめます。